



浄化槽設置管理事業

■ 事業について

【目的】

町では、美しい河川や海、快適な生活環境を未来に残すため、汚水処理整備については、中新川広域行政事務組合および立山町が事業主体となって、下水道整備を進めてきました。

しかしながら、下水道未整備区域においては、未だ汚水処理施設を利用できない状況です。

このため、下水道未整備区域を浄化槽整備区域とし、浄化槽設置管理事業を進めて、浄化槽の設置数を増やすことで汚水処理環境を改善します。

【内容】

平成30年度から、町が合併浄化槽を設置し、維持管理を行う「立山町浄化槽設置管理事業」を実施しています。この事業は、下水道と同等の負担で、下水道と同等の汚水処理環境の整備を推進しています。なお、設置及び維持管理を行うのは、申請があった住宅、店舗、作業所およびその他施設(浄化槽が5～10人槽となるもの)です。



合併浄化槽設置状況

必要なお金		1,402万円	
費用の内訳		財源	
浄化槽設置工事費	1,016万円	町のお金	439万円
浄化槽設置整備補助金	210万円	国のお金	336万円
浄化槽管理手数料	157万円	借入金(地方債)	210万円
浄化槽検査手数料	19万円	受益者分担金	115万円
		受益者負担金	202万円
		使用料	100万円

地方債のうち、**103万円**が地方交付税として戻ってくる予定です。

